

みやき町監査委員告示2号

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和8年5月26日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



令和8年度随時監査（屋外公共施設等）の結果報告書

(別紙)

随時監査（屋外公共施設）の実施結果報告書

第1 監査の概要

1 随時監査の実施事由

本町には行政庁舎や町立学校のほかに様々な用途の公共施設がある。例年実施している定期監査ではこれらの施設への立ち入り点検調査を合わせて行う暇がないため、屋内と屋外に分けて、それぞれを2年に1回随時監査として行うものである。

今年は運動場、テニスコートや公園など12か所の町立屋外施設を対象に随時監査を行った。

2 実施時期と対象施設名

(実施日)

(対象施設名)

5月 19日

本分農園、北茂安運動場、北茂安テニスコート
みやき町都市公園（中央公園）、中原テニスコート、
みやき町都市公園（中原公園）、三根運動場、
三根テニスコート

21日

高柳大塚古墳歴史公園、白坂公園、
グリーンパーク香田、千栗土居公園

3 監査の着眼点

今回の監査は屋外施設対象なので、以下のことに留意して調査点検等を行った。

- ア) 利用上危険な箇所の有無
- イ) 受託者によるトイレ清掃や除草は適切に行われているか
- ウ) その他、管理運営上の懸案事項等の有無

なお使用料徴収は、すべて券売機を介して行われているので対象外とした。

第2 監査の結果

今回の随時監査は2年前と同様、7箇所の公園関係と5か所のスポーツ施設を対象として実施した。

まず7か所の公園関係であるが、すべて地元やNPO団体に草刈りを含めて管理委託されており、概ね適切に維持管理されていると認められた。また、利用者等に危険な箇所も特になく特に問題点等は見当たらなかった。

なお、グリーンパーク香田内の草スキー場は改修中であった。

次に5か所のスポーツ施設である。内訳はテニスコート3か所と運動場2か所である。これらは旧町時代から多くの町民に利用されてきたものであるが、中央公園は北茂安ふれあい広場に新設の球技場が付加されたものである。すべての施設で、ほぼ適切な管理運営がなされ、町民等により愛用されていると思われた。

今回の随時監査の結果は以上のとおりで、特に問題視すべき点等は確認されなかった。